

宇治市教育振興基本計画策定委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく宇治市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定等を行うに当たり、宇治市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について、委員相互の意見の交換、調整等を行う。

- (1) 基本計画の策定等に関する事
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 小学校及び中学校代表
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から基本計画の策定等の完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 この要項による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。